# 令和５年度事業計画書

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会は、平成２４年４月１日より公益認定を受け、会員の皆様方のご協力のもと、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的とし、事業活動を行っている。

労働災害の発生状況を見ると、死傷災害は全産業において長期的には減少傾向にあるが、令和４年の労働災害の発生状況は、令和５年２月の速報値によると、死亡災害は 747 人、前年同期比マイナス 71 人（8.7%減）、休業４日以上の死傷災害は感染症の拡大もあり 259,938 人、前年同期比プラス 116,782 人（81.6%増）となっている。

建設荷役車両による労働災害は長期的には減少しているものの依然として発生しており、労働安全衛生法に基づく定期（特定）自主検査の円滑な推進により建設荷役車両の「災害ゼロ」を目指す当協会にとって、看過できない状況にある。

このような状況を踏まえ、令和５年度の当協会の事業計画は、前年度に引き続き、労働災害の防止を目的として、以下により各種事業を本部・支部一体化の下に展開するものとする。

## １　事業活動の積極的推進

(1)　建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着

特定自主検査強調月間における周知・広報や特定自主検査巡回指導員制度の活用により、定期（特定）自主検査の普及及び定着を図るとともに、特定自主検査者（員）のレベル向上を促進する。

また、フォークリフト等の定期自主検査指針の見直しに対応するため、関連図書等を改定し、説明会等を開催する。

(2)　登録教習機関の適正な運営

登録支部において、関係団体と緊密な連携を取りつつ、登録教習を計画的に実施する。

(3)　検査者（員）養成研修、安全衛生教育の充実

特定自主検査者（員）の資格取得研修、能力向上教育等を計画的に実施する。

また、新たな研修講師を養成すると共に、研修講師の交流・研修会を通じて研修・教育レベルの向上を図る。

(4)　検査・整備技術の向上

定期（特定）自主検査者の検査・整備技術の向上に必要な技術資料、情報等を収集し提供するとともに、建設荷役車両の安全に関する知識の普及促進を図る。

また、検査・整備関連考案技術の募集、評価及び公表を行う。

(5)　リスクアセスメント等の導入

検査・整備の現場における労働災害防止のために、リスクアセスメント等の導入を推進する。

(6)　各企業の技能・技術向上活動の奨励

各企業が積極的に実施している社内競技会等での成績優秀者を表彰し、特自検の内容を含む技術・技能の向上活動を奨励する。

(7)　広報活動の推進

機関誌、ポスター･リーフレット等のＰＲ資料、ホームページ等により、特定自主検査制度の普及・定着化を図るために適切な情報をタイムリーに公開・提供する。

(8)　行政施策への対応

車両系建設荷役車両に係る行政施策へ適切に対応する。

## ２　組織の円滑な運営

(1)　公益法人としての的確な運営

定款及び各種規程等に基づく法人の的確な運営を図る。

(2)　コンプライアンスの確立

ハラスメントに係る相談体制及び内部通報制度の的確な運用を図り、もってコンプライアンスの徹底を図る。

(3)　組織体制の整備

会員の加入を促進し組織の充実を図るとともに、組織運営に係る基本的な課題等について取り組みを進める。

(4)　支部活動の推進

引き続き本部・支部間の連携を密にするとともに支部支援体制を強化し、支部活動の活性化を図る。

また、支部の行う研修・教育等の適切な運用を図る。

(5)　関係行政機関等との連携

関係行政機関等との連携を図るとともに、関係団体との連携を密にし、安全衛生活動等を積極的に行う。

(6)　情報の公開

必要な情報をインターネット等により公開する。

## 3　会議等の開催

(1)　会議の開催

定時総会（１回)、 理事会（２回)、 全国支部長会議（１回)、全国支部事務局長会議（１回)、ブロック別支部事務局長会議（WEB 延べ６回)、新任支部事務局長等研修会議（適宜)、新任支部職員研修会議（適宜)、支部職員研修会議（１回）を開催する。

(2)　常設委員会等の開催

常設委員会は、年間を通じて開催する。また、必要に応じて、特設委員会の設置・開催及び常設委員会のもとに小委員会を設置・開催し、効率的な業務運営に資する。

## 4　対策の推進

上記１から３までに掲げる事業を次のように具体化し、総合的に推進する。

（注）____は、新規事業を示す。

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| 1　事業活動の積極的推進<br>(1)　建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着<br>ア　検査済標章等の管理の徹底 | 「標章の使い方から管理まで」の小冊子や「年間リーフレット」等を活用して、検査済標章等の普及と管理の徹底を図る。 | |
| イ　検査・整備記録の普及促進 | (ｱ) 特定自主検査記録表及び特定自主検査台帳の普及と適正な記録・管理の徹底を図る。 | |
| | (ｲ) 特自検記録表作成支援ソフトの対応機種追加と普及促進を行う。 | |
| | (ｳ) 定期自主検査（月次）の普及・促進を行う。 | |
| ウ　特定自主検査の実施体制及びその管理体制の整備、促進 | (ｱ) あらゆる機会を通じ、次の各書籍及び資料等を活用して特定自主検査の適正な実施促進を図る。<br>①「特定自主検査登録検査業者必携」<br>②「特定自主検査関係法令・通達集」<br>③「特定自主検査業務マニュアル」<br>④「特定自主検査に関するＱ＆Ａ」<br>⑤「特定自主検査業務点検表」<br>⑥「特定自主検査業務点検表の解説」 | |
| | (ｲ)「特定自主検査セミナー」の開催を促進する。 | (ｲ)「特定自主検査セミナー」を開催し、行政施策の周知促進を図る。 |
| | (ｳ) 標章頒布時に活用できる窓口資料の開発・検討する。<br>作成した窓口資料を提供する。 | (ｳ) 意見等の収集作業に協力する。<br>提供された資料を活用する。 |
| エ　特定自主検査巡回指導員制度の普及促進と巡回指導のレベルの向上 | (ｱ) 巡回指導員制度の周知徹底を図る。 | (ｱ) 巡回指導員による巡回指導を積極的に実施する。<br>改定版「巡回指導員マニュアル」を用いて巡回指導員のレベルアップを図る。 |
| | (ｲ) ブロック別巡回指導情報交換会を開催する。 | (ｲ) ブロック別巡回指導情報交換会の情報を基に自支部の巡回指導方法等を改善する。 |
| | (ｳ) 新任巡回指導員の集合教育を２回開催する。 | (ｳ) 新任巡回指導員を集合教育へ派遣する。 |
| オ「特定自主検査強調月間」の展開 | 「特定自主検査強調月間」（１１月）の運動を全国一斉に効果的に展開する。 | |
| カ　関係団体への協力<br>（行政施策への対応） | (ｱ) 一般社団法人日本産業車両協会が主唱する「フォークリフト安全の日」への協力を行う。 | |
| | (ｲ) 一般社団法人日本建設機械レンタル協会の「建設機械レンタル管理士」資格制度への協力を行う。 | |
| (2)　登録教習機関の適正な運営 | 登録教習機関として登録支部に対し、計画的に内部監査・指導を行い管理の徹底を図る。 | (ｱ) 登録教習機関として適正な運営を図る。 |
| | | (ｲ) 支部における内部監査を実施し報告する。 |

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| (3) 検査者養成研修、安全衛生教育の充実<br>ア 資格取得研修の充実及び計画的実施の促進 | (ｱ) 資格取得研修の年間計画を機関誌、ＨＰにて広報する。<br>（各支部の現状を調査し、開催できるように調整する。また、必要に応じ支部間の調整支援を行う。） | (ｱ) 資格取得研修の年間計画を策定し、本部へ報告する。<br>現状調査、支部間調整（共催、持ち回り開催等。以下同じ）に協力する |
| | (ｲ) 広域担当講師及び検査実習担当講師の活動を拡充する仕組みを検討し開催を推進する。 | (ｲ) 講師の確保に協力する。 |
| | (ｳ) 車輌系建設機械（基礎工事用、コンクリートポンプ車）などの開催回数の少ない検査者研修の開催を支援する。 | (ｳ) 開催に協力する。 |
| | (ｴ) 資格取得マニュアル・能力向上テキストの改訂に伴って、指導書・スライド等の見直しを行う。<br>（基礎機械マニュアル＆テキスト、検査機器マニュアルの改訂） | |
| | (ｵ) 検査員研修の監査を行う。<br>また、より適切な研修運用の検討を行う。 | (ｵ) 自主的なチェックを行うとともに、本部の施策運用に協力する。 |
| イ 能力向上教育、実務研修、安全教育(以下「能力向上教育等」という)の充実及び計画的実行 | (ｱ) 能力同上教育等の充実を図るための施策を具体的(カリキュラムの充実)に進めると共に、年間計画を機関誌・ＨＰに広報し、支部間の調整を図る。 | (ｱ) 能力向上教育の年間計画を策定し、本部へ報告する。<br>現状調査と支部間の調整に協力する。 |
| | (ｲ) 車両系建設機械(基礎工事用)などの開催回数の少ない能力向上教育の開催を支援する。 | (ｲ) 開催にあたり積極的に協力する。 |
| | (ｳ) 能力向上教育及び実務研修について受講者拡大を図る方策について検討する。 | (ｳ) 現状調査と受講者拡大に協力する。 |
| ウ 研修講師の養成及び研修・教育レベルの向上 | (ｱ) 新任講師研修を実施する。 | (ｱ) 新任講師を派遣する。 |
| | (ｲ) 「ベテラン講師交流・研修会」を開催し、研修・教育のレベル向上を図るための工夫情報の収集及び展開と共に、広域担当講師の確保を図る。 | (ｲ) ベテラン研修講師を派遣する。 |
| | (ｳ) 実務研修「検査業者業務点検コース」の講師研修を開催する。 | (ｳ) 講師候補を派遣する。 |

<table>
<tr><th rowspan="2">事業実施項目</th><th colspan="2">具体的実施事項</th></tr>
<tr><th>本部</th><th>支部</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>(ｴ)「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」の講師養成研修を開催する。</td><td>(ｴ) 講師候補を派遣する。</td></tr>
<tr><td>(ｵ) 講師の研修時の負担軽減を図ることを目指した教材や副教材の開示及び普及を促進する。<br>未着手機種についても検討する。</td><td>(ｵ) 研修講師への働きかけを行う。</td></tr>
<tr><td>エ　離島等における各種研修等の開催の要望への対応</td><td>離島や通常開催地区以外での各種研修・教育等の開催を支援する。</td><td>離島や通常開催地区以外での研修教育等の年間計画を策定し、支部及び本部で協力し開催する。</td></tr>
<tr><td>オ　研修、講習へのオンライン申込への対応</td><td>研修、能力向上教育等の受講申し込みをオンライン上で行うシステムの開発に着手する。</td><td>情報の収集や試行に協力する。</td></tr>
<tr><td>カ　検査有資格者への動画等による能力等向上教育の準備</td><td>動画による教育資料の作成に着手する、また通信媒体(インターネット等) によるリモート講習の検討を行う。</td><td>資料の収集や試行に協力する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(4)　検査・整備技術の向上<br>ア　検査・整備技術資料の整備充実</td><td>(ｱ) 特自検マニュアル(基礎工事用機械)を改訂する。<br>能力向上教育用テキスト(基礎工事用機械)を改訂して充実を図る。</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>(ｲ) 特自検マニュアル(不整地運搬車)を改訂する。<br>能力向上教育用テキスト(不整地運搬車)を改訂して充実を計る。</td></tr>
<tr><td>(ｳ) 特定自主検査マニュアル(検査機器)を改訂する。<br>図書(特定自主検査と補修)を改訂して充実を図る。</td></tr>
<tr><td>(ｴ) 検査整備基準値表の改訂を行う。<br>今年度より改訂周期を 5 年毎から全製品毎年改訂に変更し、ホームページ掲載公開する。<br>検査整備基準値表改訂計画
<table>
<tr><th>対象機械</th><th>改訂時期</th></tr>
<tr><td>高所作業車</td><td>6 月予定</td></tr>
<tr><td>フォークリフト</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>締固め機械</td><td>9 月予定</td></tr>
<tr><td>コンクリートポンプ車</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>油圧ショベル</td><td>12 月予定</td></tr>
<tr><td>トラクタショベル</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>ブルドーザ</td><td>3 月予定</td></tr>
<tr><td>解体用機械</td><td>〃</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| | (ｴ) 今年度改訂するマニュアル等の改訂内容について年度始め、事前に意見要望を集める。 | (ｴ) 研修講師からの意見・要望等の収集、取りまとめを行なう。 |
| イ　検査・整備技術情報の調査推進 | (ｱ) 次の情報を収集し「機関誌」に掲載する。<br>①　新しい製品、機構及び部品に関するもの<br>②　検査、整備に関するもの<br>③　検査機器、技術に関するもの<br>(ｲ) 機関誌の「技術解説」をメーカーに依頼し毎号掲載する。 | |
| ウ　建設荷役車両の安全に関する知識の普及促進(行政施策への対応) | 定期自主検査指針の改正に伴い、当該改正内容の周知・普及を促進する。<br>① 各機械定期自主検査指針(図書)の改訂<br>② 改正内容の解説書作成<br>③ 改正内容に関するオンライン説明会等の開催 | |
| エ　検査・整備関連考案情報の募集、評価及び公表 | 「考案賞」対象考案の募集、評価及び公表を行なう。 | 会員・非会員から応募促進、取りまとめを行う。 |
| (5) リスクアセスメント等の導入<br>検査・整備業の事業場におけるリスクアセスメント等の導入の推進 | リスクアセスメント実践マニュアル（中小規模事業場編）類を活用した効果的なリスクアセスメントの全国への展開、推進の支援として講習会の支援、特自検セミナー等での講演を行い拡充を図る。 | 従来のリスクアセスメント講習の内容に小規模事業場向の内容を付加し会員企業での認知の充実、実践導入の推進を図る。 |
| (6)　検査員の技術・技能向上への奨励<br>各企業が行っている社内競技会等への奨励活動の実施 | 表彰規程に沿って、積極的な活動を行っている企業等へ表彰等の賛助を行い、広報等により広く紹介していく。 | 支部内企業等の活動の情報収集、本部への推薦を行う。 |
| (7)　広報活動の推進<br>ア　特自検ＰＲ資料の制作 | (ｱ) 年間ＰＲ資料（ポスター、リーフレット等）を制作する。<br>・　より広範な支持が得られるようなポスター素材を検討する。 | |

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| | (ｲ) 強調月間ＰＲ資料（ポスター、リーフレット、グッズ等）を制作する。 | |
| イ　機関誌の誌面充実 | 特自検関連新テーマと連載講座後継テーマの調査・検討を行い、連載を開始する。 | |
| ウ　情報発信の充実 | (ｱ) 特自検強調月間の広報活動を行う。<br>①　引続き、本部の広報活動として新聞ＰＲ・広告（バナー広告も検討）を行う。<br>②　さらなるＰＲ・周知のため、ニュースリリース発信先を拡大するとともに、会員企業等に、ホームページへの強調月間用バナー貼付依頼を検討する。 | (ｱ) 地域の実情に合った適切な広告媒体・方法による支部独自の広報活動を全支部に広げ、実施する。 |
| | (ｲ) 本部ホームページの内容充実とタイムリーな更新、情報発信に努める。 | |
| | (ｳ) 情報発信の統一化を図った支部ページのフォローアップを行い、さらにコンテンツの充実、検索の簡易化を図る。 | |
| **２　組織の円滑な運営**<br>(1) 公益法人としての的確な運営<br>ア　法人の的確な運営 | 定款に基づき理事会、総会の的確な運営を行う。 | 支部規約に基づき支部理事会、支部総会の的確な運営を行う。 |
| イ　組織の充実 | (ｱ) 事務局の組織体制及び業務処理体制の整備・充実に努める。 | |
| | (ｲ) 会計処理の基準となる各種規程や運用基準の見直し、改正や整備を行い、適正な会計処理に努める。 | |
| | (ｳ) 事業活動や経理処理について、日常的監視活動(モニタリング)を行うとともに、内部監査・経理指導を実施する。 | |
| | (ｴ) 基幹システムの再構築について、引き続き開発を進める。 | |
| | (ｵ) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に係る対策のほか、国及び自治体の要請等を踏まえた適切な対応を徹底する。 | |

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| ウ　本部役員と支部長が一体となった法人運営 | 本部役員と支部長との情報交換を密にした法人運営を行う。 | |
| (2)　コンプライアンスの確立 | (ｱ) ハラスメント防止体制の適正な運用を図る。 | |
| | (ｲ) 内部通報制度の適正な運用を図る。 | |
| | (ｳ) ハラスメント等の相談コーナー及び内部通報制度に基づく相談等に対する対応委員会の適正な運営を図る。 | |
| | (ｴ) 関係法令、国が定めるガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報及び個人情報の管理と保護の徹底に努める。 | |
| (3)　組織体制の整備<br>ア　入会の促進による組織の充実等 | 未加入の検査業者、事業内検査事業者等の入会を促進する。 | |
| イ　組織運営に係る基本事項への取り組み | 組織運営に係る基本的な課題等について取り組みを進める。 | |
| (4)　支部活動の推進<br>ア　本・支部間の連携の強化 | 顕彰制度を円滑に運営する。 | 顕彰規程に基づき適格者の推薦を行う。 |
| イ　支部活動の促進 | (ｱ) 巡回指導の促進、標章等頒布の促進、研修の実施、本・支部連携に係る会議を開催する。 | 円滑な業務の推進を図る。 |
| | (ｲ) 支部活動を支援するための体制強化に取り組む。 | |
| (5)　関係行政機関等との連携<br>関係行政機関等との連携の強化 | 関係行政機関及び関係団体と連携を図る。 | |
| (6)　情報の公開<br>インターネットによるディスクロージャーへの対応 | 最新の業務及び財務等に関する資料をインターネット等で公開する。 | |
| **3　会議等の開催**<br>(1)　会議の開催<br>ア　定時総会の開催<br>(年１回) | (ｱ)　第１２回定時総会　２０２３年6月７日開催予定 | |
| | | (ｲ)　支部定時総会の開催 |
| イ　理事会の開催<br>(年２回) | (ｱ)　第２３回理事会<br>２０２３年5月１２日開催予定 | (ｱ)　支部理事会の開催 |
| | (ｲ)　第２４回理事会<br>２０２４年3月８日開催予定 | |
| ウ　全国支部長会議の開催 | ２０２４年1月２５日開催予定 | |

| 事業実施項目 | 具体的実施事項 | |
|---|---|---|
| | 本部 | 支部 |
| エ　全国支部事務局長会議の開催<br>（年１回） | ２０２４年1月２６日開催予定 | |
| オ　ブロック別支部事務局長会議の開催<br>（延べ６回） | ２０２３年９月～１１月開催予定<br>（ＷＥＢで開催） | |
| カ　新任支部職員研修会議の開催<br>（適宜） | ２０２３年６月２９日～３０日開催<br>その他必要に応じ開催する。 | |
| キ　新任事務局長等研修会議の開催<br>（適宜） | ２０２３年７月６日～７日開催予定<br>その他必要に応じ開催する。 | |
| ク　支部職員研修会議の開催<br>（年１回） | ２０２３年１０月１２日～１３日開催予定 | |
| ⑵　常設委員会等活動<br>上記１の「事業活動の積極的推進」に関し、右記の常設委員会を開催 | 特自検委員会<br>検査・整備技術委員会<br>研修委員会<br>広報委員会<br>を開催する。 | |